2019年9月1日現在

	2019年9月1日現在	
1. 商品名	・新教育カードローン (しんきん保証)	
2. ご利用いただけ る方	・満20歳以上で、安定継続した収入がある方 ・ご子弟等が学校等に就学中または就学予定の方 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの (幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、高専、専修学校、各種学校、 予備校、短大、大学、大学院 等) ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方	
3. お使いみち	・お申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就 学にかかる付帯費用	
4. ご利用方法	<ul> <li>・必要な教育資金を、在学中はローンカード(当座貸越)によりご融資極度額の範囲でお借入できます。借入期限日の翌月から貸越極度額に応じた元金をご返済いただきます。また、証書貸付へ切替えてのご返済も可能です。</li> <li>※証書貸付への切替期限は卒業予定月の3カ月後の月末までです。</li> <li>・切替後の証書貸付には「がん保障特約付団体信用生命保険」を付与できます。(ご希望の場合は適用金利+年0.30%のご融資金利となります)※上記保険には加入資格がございます。本支店窓口にお尋ねください。</li> </ul>	
5. ご融資金額	・50万円以上500万円以内(10万円単位)	
6. ご利用期間	・当座貸越契約:4年9か月以内(1年ごとの更新) ※就学予定日前から契約可能です。お借入はご契約後、在学期間中(卒業予定 月まで)です。貸越契約期限後は当座貸越のままでの返済となります。 卒業予定月の3カ月後の月末までに証書貸付へ切替えることも可能です。 医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、 最長6年9か月以内となります。 ※証書貸付契約期間:3カ月以上10年以内	
7. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます(変動金利) *基準金利が変更となった場合、4月1日と10月1日を基準として年2回 当金庫の長期プライムレートに連動して金利が変わります。	
8. ご返済方法(1)	【在学中】当座貸越契約期間中の毎月のお支払は利息のみ(毎月10日.休日の場合は翌営業日)となります。ローンカードによる任意のご返済も可能です。 【卒業後】カードローンはご利用できません。ご融資残高を約定返済に切り替えます。(当座貸越のままでのご返済となります。)ご返済金額は貸越極度額に応じたが金額となります。下表NO.14のご返済方法(2)を参照願います。また、お借入れ額を証書貸付へ切替えてのご返済も可能です。 ※利息の計算方法は、当座貸越期間中は、毎日の最終残高について、付利単位を1円、1日を365日として日割りで計算します。	

2019年9月1日現在

	2019年9月1日現在_	
9. 担保・保証人	・不要です 一般社団法人しんきん保証基金の保証付です(消費者ローンの保証引受合計 額3,000万円以内です)	
10. 手数料•保証料率	・事務手数料は不要です ・保証料率は、年0.90%で、ご融資利率に含まれています。 ・条件変更、一部繰上返済、期限前一括完済の手数料は不要です。	
11. ご用意いただく もの	正式なお申込み手続きの際にご用意いただくものです。 ・運転免許証、運転免許証をおもちでない方は運転経歴証明書、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード ・公的所得証明書、源泉徴収票、または確定申告書控(税務署の受付印のあるもの)のいずれか。年金受給の方は年金裁定(改定)通知書等 ※ご融資金額100万円以下の場合、年収確認書類は不要です ・ご子弟等が就学中または就学予定であることを証する書類(合格通知、在学証明書、学生証等) ・ご印鑑(普通預金口座をお持ちの方はお届印) (注)健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります	
	室(9時~17時、電話:0120-971-951)にお申し出ください。 制争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲 裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を 希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、 全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)若し くは関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁 護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能で す。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご 利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な	
	地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) 一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	

		2019年9月1日現	
13. その他	・教育カードローンは当金庫の本支店および他の信用金庫、銀行、信用 組合等提携金融機関のATM(現金自動預入支払機)でご利用できます ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問 い合わせ下さい		
14. ご返済方法 (2)	・元金均等月賦償還につきまして 下表の貸越極度額に応じた定例元金達 要となります。)	返済額となります。(別途、お利息が』	
	極度額	定例元金返済額	
	50 万円以下	6,000 円	
	50 万円超 100 万円以下	10,000 円	
	100 万円超 150 万円以下	14,000 円	
	150 万円超 200 万円以下	18,000 円	
	200 万円超 250 万円以下	22,000 円	
	250 万円超 300 万円以下	26,000 円	
	300 万円超 350 万円以下	30,000 円	
	350 万円超 400 万円以下	34,000 円	
	400 万円超 450 万円以下	38,000 円	
	450 万円超 500 万円以下	42,000 円	
	・また、証書貸付へ切替えてのご返済も可能です。 ※証書貸付への切替期限は卒業予定月の3カ月後の月末までです。 切替後の証書貸付には「がん保障特約付団体信用生命保険」を付与できます。(ご希望の場合は適用金利+年0.30%のご融資金利となります) ※上記保険には加入資格がございます。本支店窓口にお尋ねください。		